

特定建設作業の手引き

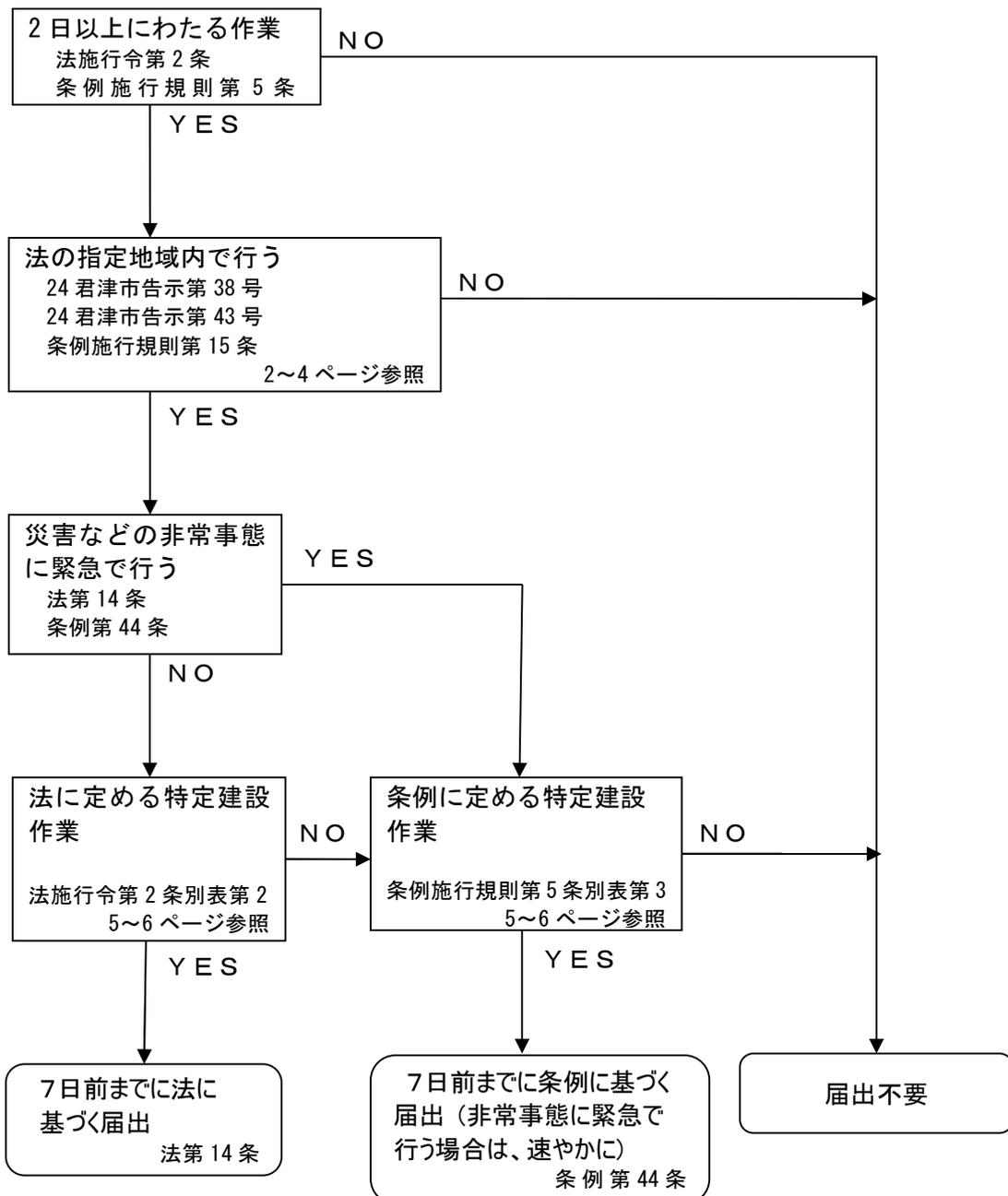
令和4年7月

君津市経済環境部環境保全課

1. 特定建設作業とは

建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音、振動を発生する作業のことを言います。(騒音規制法第2条、振動規制法第2条、君津市環境保全条例第2条)

2. 特定建設作業実施届出のフロー図



※ 届出日の翌日を起算日として7日前までに届出の必要がありますので、作業開始可能日は届出日の8日後になります。

備考

法：騒音規制法、振動規制法

条例：君津市環境保全条例

3. 指定地域

3-1. 騒音規制法の指定地域（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定 平成 24 年 4 月 1 日 君津市告示第 38 号より）

用途地域 並びに

- ①大字中島字木ノ下、和田下、ボチャシキ、久保田及びタカギワの全部の地域、
- ②大字泉字鍛冶屋前、竹ノ下、南田、泉台、越堀及び星谷の全部の地域、
- ③大字法木作字西畑88番1地先から大字六手字沖田351番3地先までの県道荻作君津線の両側200メートルの地域、
- ④大字六手字神明渡259番4地先から大字中島字中島292番9地先までの市道六手・中島線の両側200メートルの地域、
- ⑤大字中島字北原田647番3地先から大字福岡字西根472番1地先までの市道君津・清和線の両側200メートルの地域、
- ⑥大字福岡字西根473番1地先から字高原218番1地先までの県道小櫃佐貫停車場線の両側200メートルの地域、
- ⑦大字福岡字高原217番1地先から大字西栗倉字田縁132番1地先までの市道君津・清和線の両側200メートルの地域、
- ⑧大字西栗倉字天神下131番2地先から130番1地先までの県道久留里鹿野山湊線の両側200メートルの地域、
- ⑨大字塚原字代畑111番1地先から字仲町69番2地先までの市道塚原・行馬線の両側200メートルの地域、
- ⑩大字西栗倉字湯ノ上120番地先から大字東栗倉字七福415番1地先までの国道465号の両側200メートルの地域、
- ⑪大字内箕輪1丁目27番1地先から大字東栗倉字七福415番2地先までの県道君津鴨川線の両側100メートルの地域、
- ⑫大字青柳字天王原及び東天王原の全部の地域、
- ⑬大字青柳字スタレ172番2地先から木更津市境界までの国道410号の両側200メートルの地域、
- ⑭大字俵田字菊沢38番1地先から木更津市境界までの市道小櫃松丘線の両側200メートルの地域、
- ⑮大字吉野字尾代場180番1地先から大字三田字毛無田270番1地先までの県道加茂木更津線の両側100メートルの地域、
- ⑯大字三田字毛無田270番1地先から大字末吉字下浪帰226番1地先までの県道加茂木更津線の両側200メートルの地域、
- ⑰大字末吉字作畑589番4地先から大字末吉字後宿898番地先までの市道末吉線の両側100メートルの地域、
- ⑱大字吉野字尾代場180番1地先から字走口117番地先までの市道川谷小櫃線の両側100メートルの地域、
- ⑲大字小市部字橋戸の全部の地域、
- ⑳大字久留里市場の全部の地域並びに大字久留里字安住の全部の地域

3-2. 振動規制法の指定地域（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動について規制する地域の指定 平成 24 年 4 月 1 日 君津市告示第 43 号より）

用途地域のうち工業専用地域を除いた地域 並びに

- ①大字中島字木ノ下、和田下、ボチヤシキ、久保田及びタカギワの全部の地域、
- ②大字泉字鍛冶屋前、竹ノ下、南田、泉台、越堀及び星谷の全部の地域、
- ③大字法木作字西畑88番1地先から大字六手字沖田351番3地先までの県道荻作君津線の両側200メートルの地域、
- ④大字六手字神明渡259番4地先から大字中島字中島292番9地先までの市道六手・中島線の両側200メートルの地域、
- ⑤大字中島字北原田647番3地先から大字福岡字西根472番1地先までの市道君津・清和線の両側200メートルの地域、
- ⑥大字福岡字西根473番1地先から字高原218番1地先までの県道小櫃佐貫停車場線の両側200メートルの地域、
- ⑦大字福岡字高原217番1地先から大字西栗倉字田縁132番1地先までの市道君津・清和線の両側200メートルの地域、
- ⑧大字西栗倉字天神下131番2地先から130番1地先までの県道久留里鹿野山湊線の両側200メートルの地域、
- ⑨大字塚原字代畑111番1地先から字仲町69番2地先までの市道塚原・行馬線の両側200メートルの地域、
- ⑩大字西栗倉字湯ノ上120番地先から大字東栗倉字七福415番1地先までの国道465号の両側200メートルの地域、
- ⑪大字内箕輪1丁目27番1地先から大字東栗倉字七福415番2地先までの県道君津鴨川線の両側100メートルの地域、
- ⑫大字青柳字天王原及び東天王原の全部の地域、
- ⑬大字青柳字スタレ172番2地先から木更津市境界までの国道410号の両側200メートルの地域、
- ⑭大字俵田字菊沢38番1地先から木更津市境界までの市道小櫃松丘線の両側200メートルの地域、
- ⑮大字吉野字尾代場180番1地先から大字三田字毛無田270番1地先までの県道加茂木更津線の両側100メートルの地域、
- ⑯大字三田字毛無田270番1地先から大字末吉字下浪帰226番1地先までの県道加茂木更津線の両側200メートルの地域、
- ⑰大字末吉字作畑589番4地先から大字末吉字後宿898番地先までの市道末吉線の両側100メートルの地域、
- ⑱大字吉野字尾代場180番1地先から字走口117番地先までの市道川谷小櫃線の両側100メートルの地域、
- ⑲大字小市部字橋戸の全部の地域、
- ⑳大字久留里市場の全部の地域並びに大字久留里字安住の全部の地域

3-3. 君津市環境保全条例の届出を要する区域(君津市環境保全条例施行規則第 15 条より)

用途地域のうち工業専用地域を除いた地域 並びに

- ①大字中島字木ノ下、和田下、ボチヤシキ、久保田及びタカギワの全部の地域、
- ②大字泉字鍛冶屋前、竹ノ下、南田、泉台、越堀及び星谷の全部の地域、
- ③大字法木作字西畑88番1地先から大字六手字沖田351番3地先までの県道荻作君津線の両側200メートルの地域、
- ④大字六手字神明渡259番4地先から大字中島字中島292番9地先までの市道六手・中島線の両側200メートルの地域、
- ⑤大字中島字北原田647番3地先から大字福岡字西根472番1地先までの市道君津・清和線の両側200メートルの地域、
- ⑥大字福岡字西根473番1地先から字高原218番1地先までの県道小櫃佐貫停車場線の両側200メートルの地域、
- ⑦大字福岡字高原217番1地先から大字西栗倉字田縁132番1地先までの市道君津・清和線の両側200メートルの地域、
- ⑧大字西栗倉字天神下131番2地先から130番1地先までの県道久留里鹿野山湊線の両側200メートルの地域、
- ⑨大字塚原字代畑111番1地先から字仲町69番2地先までの市道塚原・行馬線の両側200メートルの地域、
- ⑩大字西栗倉字湯ノ上120番地先から大字東栗倉字七福415番1地先までの国道465号の両側200メートルの地域、
- ⑪大字内箕輪1丁目27番1地先から大字東栗倉字七福415番2地先までの県道君津鴨川線の両側100メートルの地域、
- ⑫大字青柳字天王原及び東天王原の全部の地域、
- ⑬大字青柳字スタレ172番2地先から木更津市境界までの国道410号の両側200メートルの地域、
- ⑭大字俵田字菊沢38番1地先から木更津市境界までの市道小櫃松丘線の両側200メートルの地域、
- ⑮大字吉野字尾代場180番1地先から大字三田字毛無田270番1地先までの県道加茂木更津線の両側100メートルの地域、
- ⑯大字三田字毛無田270番1地先から大字末吉字下浪帰226番1地先までの県道加茂木更津線の両側200メートルの地域、
- ⑰大字末吉字作畑589番4地先から大字末吉字後宿898番地先までの市道末吉線の両側100メートルの地域、
- ⑱大字吉野字尾代場180番1地先から字走口117番地先までの市道川谷小櫃線の両側100メートルの地域、
- ⑲大字小市部字橋戸の全部の地域、
- ⑳大字久留里市場の全部の地域並びに大字久留里字安住の全部の地域

上に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80メートル以内の区域

- ア 学校教育法第 1 条に規定する学校
- イ 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所

- ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- オ 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

4. 作業に使用する建設機械等と必要な届出について

作業に使用する建設機械等	騒音	振動	条例
くい打機(もんけんを除く。)	1 ○(アースオーガーと併用する作業を除く。)	1 ○(圧入式くい打機を除く。)	1 ○
くい抜機	1 ○	1 ○(油圧式くい抜機を除く。)	1 ○
くい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)	1 ○	1 ○	1 ○
びょう打機	2 ○	—	2 ○
インパクトレンチ	—	—	2 ○
さく岩機(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	3 ○	—	3 ○(ブレイカーを除く。)
空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	4 ○	—	4 ○
コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	5 ○	—	5 ○
建築物その他の工作物を破壊するため使用する鋼球	—	2 ○	6 ○
舗装版破砕機(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	—	3 ○	7 ○
ブレイカー(手持式のものを除く。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	—	4 ○	8 ○
バックホウ	6 ○(低騒音型のものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)	—	9 ○
パワーショベルその他これに類する整地機又は掘削機	—	—	9 ○
トラクターショベル(低騒音型のものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)	7 ○	—	—
ブルドーザー	8 ○(低騒音型のものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)	—	9 ○
振動ローラー	—	—	10 ○

備考

騒音：騒音規制法の特定建設作業 振動：振動規制法の特定建設作業

条例：君津市環境保全条例の特定建設作業

○：届出が必要 ー：届出が不要

低騒音型：国土交通省が平成9年建設省告示第1536号に基づき低騒音型建設機械、低振動型建設機械の型式指定を行ったバックホウ等を一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する。

5. 提出書類(正・副2部)

下記の書類を窓口へ提出してください。内容を確認し、その場で副本を返却します。

郵送での提出も可能ですが、市の担当課に届いた日が受付日となるため、届出期日に余裕をもって提出してください。また、副本返信用の封筒を同封してください。

メールで届出をする場合は、副本の返却に代えて届出受付の旨をメールにてお知らせします。

- ①特定建設作業実施届出書(騒音規制法様式第9、振動規制法様式第9、君津市環境保全条例第13号様式)
- ②特定建設作業工程表
- ③特定建設作業の場所の付近の見取図(A4サイズで20分の1程度)
- ④使用する重機等の仕様がわかる書類

※ 届出は押印不要ですが、上記提出書類と合わせて、届出者の本人確認ができる書類(名刺等)の提出をお願いします。

6. 公害防止対策など

- ①作業実施にあたっては、低騒音・低振動型の建設機械の使用に努めてください。
- ②防音シートの設置など作業に伴って発生する騒音、振動の防止に努めてください。
- ③作業現場の周辺住民に対して、作業の概要、作業時間、防音・防振対策等について事前に説明し理解を得られるよう努めてください。
- ④現場責任者を選任し、苦情が発生した場合に迅速に対応するため、連絡先を明確にしてください。
- ⑤騒音・振動以外にも、粉じん防止や廃棄物の処理を適正に行い環境保全に努めてください。
- ⑥規制基準を遵守してください。

7. 改善勧告及び改善命令

7-1. 改善勧告

市は特定建設作業に伴って発生する騒音または振動が規制基準に適合しないことにより、特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度で騒音または振動の防止の方法を改善し、または作業時間を変更すべきことを勧告することができます(騒音規制法第15条、振動規制法第15条、君津市環境保全条例第45条)。

7-2. 改善命令

市は、勧告を受けた者が勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音または振動の防止の方法の改善または特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができます(騒音規制法第15条、振動規制法第15条、君津市環境保全条例第45条)。

お問い合わせ

君津市役所 経済環境部 環境保全課
電話: 0439-56-1212
FAX : 0439-56-1314
E-mail: kankyo-h@city.kimitsu.lg.jp